

平成26年度主要な政策に係る評価書(モニタリング)

(総務省25-⑥)

政策名 ^(※1)	政策6: 地方財源の確保と地方財政の健全化	分野	地方行財政			
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	16,748,455,598	17,670,278,292	17,573,454,620	16,442,234,033
		補正予算(b)	2,666,162,276	412,023,668	1,218,225,059	0
		繰越し等(c)	-298,284,211	420,569,793	-907,287,082	
		合計(a+b+c)	19,116,333,663	18,502,871,753	17,884,392,597	
執行額(千円)		19,116,321,406	18,417,324,955			

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	当面の財政健全化に向けた取組等について —中期財政計画—	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
	平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1 一般財源総額 一般財源比率	平成25年度一般財源総額(通常収支) 59兆7.526億円(水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率(通常収支) 65.4% 【24年度】	平成26年度一般財源総額(通常収支) 60兆3.577億円(水準超経費除き59兆4.277億円) 平成26年度一般財源比率(通常収支) 65.7% 【25年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保する。 【25年度】
	2 地方債依存度	平成25年度地方債依存度(通常収支) 13.6% 【24年度】	平成26年度地方債依存度(通常収支) 12.7% 【25年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【25年度】
	3 借入金残高	平成25年度末見込み 201兆円 【24年度】	平成26年度末見込み 200兆円 【25年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【25年度】
	4 地方財政対策の状況	平成25年度財源不足額(通常収支)13兆2.808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2.676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2.131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 【24年度】	平成26年度財源不足額(通常収支)10兆5.938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2.186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5.952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【25年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【25年度】
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成24年度8,069億円(当初予算と補正予算の合算額) 平成25年度6,198億円(年度調整分145億円を含む。) 【24年度】	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円 【25年度】	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。 【25年度】

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況</p>	<p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く。) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体(32会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体(6会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5会計) 【24年度】</p>	<p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.7%、市町村9.2% ・将来負担比率 都道府県210.5%、市町村60.0%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計) 【25年度】</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。 【25年度】</p>
------------------------	----------	--------------------	---	--	---

<p>担当部局課室名</p>	<p>自治財政局財政課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自治財政局財政課長 内藤 尚志</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
----------------	--------------------------	---------------	----------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。